

# 商工もばら

商工もばら 第546号  
 (毎月1回発行)  
 発行所: 茂原商工会議所  
 茂原市茂原443番地  
 tel.22-3361(代)  
 発行責任者: 河野万由美  
 編集責任者: 石橋 佑亮

茂原商工会議所アドレス  
<http://www.mobara-cci.or.jp>



花の名前「チューリップ」

2020 **6**  
 June



商工会議所

茂原商工会議所で検索!!

さらに充実した内容となっておりますので、ぜひご覧ください!!

茂原商工会議所  検索

■会員数 / 1169事業所  
 (令和2年4月30日現在)

## 新型コロナウイルス感染症に関する 経営相談窓口を設置しています。

この度の新型コロナウイルス感染症に対し、昼夜問わず最前線でご活躍される医療関係者の皆様、また緊急事態宣言に基づく外出自粛や営業自粛などの感染拡大防止策にご協力を頂いている企業の皆様に、改めて感謝と敬意を申し上げます。

さて、5月6日までとされていた緊急事態宣言の延長が決定されましたが、連日最多を記録した感染者数も次第に落ち着きを見せ、各行政による施策も徐々に申請の受付が開始されています。出口戦略というワードを耳にするようにもなりましたが、感染者が右肩下がりの推移を見せる今こそ、気を緩めず、一日も早い終息に個人個人が追い風となりましょう。

茂原商工会議所では、新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けている中小・小規模事業者に対する経営相談窓口を設置しております。資金繰り、助成金制度の活用などについてのご相談を受け付けておりますので、是非ご活用ください。

### outline

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に向けた  
 国の施策・支援策一覧(5月12日時点)他…………… 2
- 茂原市の施策・支援策一覧(5月12日時点)他…………… 5
- インフォメーション(各種お知らせ)…………… 6

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に向けた 国の施策・支援策一覧(5月12日時点)

### 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者向け施策一覧について

- 新型コロナウイルス感染症関連ホームページ  
URL(経済産業省)⇒<https://www.meti.go.jp/covid-19/>



### 新型コロナウイルス感染症に関する日本政策金融公庫の融資策について

- 新型コロナウイルス感染症特別貸付  
新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来している事業者向けの融資制度

対象事業者	最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した方 ※業歴3カ月以上1年1カ月未満の場合、店舗増加、合併、業種転換、設備投資や雇用などで、前年(前々年)同期と単純に比較ができない場合は個別にご相談ください。		
限度額	《中小事業》 3億円(別枠) 《国民事業》 6千万円(別枠)	利息	《中小事業》当初3年間1.11%⇒0.21% 4年目以降基準金利 《国民事業》当初3年間1.36%⇒0.46% 4年目以降基準金利
返済期間	《設備》20年以内(据置5年以内) 《運転》15年以内(据置5年以内)	問合せ先	日本政策金融公庫千葉支店 《中小事業》TEL 043-243-7121 《国民事業》TEL 043-241-0078

- 新型コロナウイルス対策マル経  
商工会議所による経営指導を受けた小規模事業者に対し、日本政策金融公庫等が融資を行うマル経融資制度において、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少した事業者向けの別枠融資制度。

対象事業者	最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模事業者		
限度額	1,000万円(別枠)	利息	当初3年間は1.21%⇒0.31% 4年目以降は経営改善利率
返済期間	《設備》10年以内(据置4年以内) 《運転》7年以内(据置3年以内)	問合せ先	茂原商工会議所 TEL 22-3361

## 持続化給付金について

### ■ 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対し、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般の広く使える給付金を支給します。

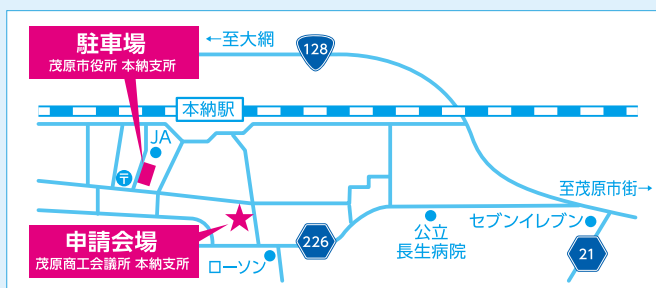
**対象事業者** | 小規模事業者、中小企業、その他各種法人等

**条件** | 新型コロナウイルス感染症の影響で、売上が前年同月比で50%以上減少した事業所

**給付上限額** | 《法人》200万円以内  
《個人》100万円以内

#### 申請会場

5月28日(木)より、  
茂原商工会議所**本納支所**へ  
申請サポート会場が設置されます。  
予約・お問合せ(オペレーター対応)  
TEL.0570-077-866  
(平日・休日9:00~18:00)



#### 各種リンク先

持続化給付金HP(申請等) URL⇒<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



持続化給付金の申請方法動画  
⇒<https://www.youtube.com/watch?v=AllkUy3FAnU>

## 雇用調整助成金について

### ■ 新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置の拡大について

雇用調整助成金は、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。

#### 特例措置内容

雇用調整助成金に係る特例措置内容について(厚生労働省)  
URL⇒[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)



#### 各種リンク先

雇用調整助成金の支給申請のポイント解説動画(厚生労働省)  
前編URL⇒<https://www.youtube.com/watch?v=EQfBvFVI7as>  
後編URL⇒<https://www.youtube.com/watch?v=XVcfLhVmh30>



〈前編〉



〈後編〉

#### 問合せ先

お近くの都道府県労働局、または公共職業安定所(ハローワーク)  
茂原ハローワーク TEL 25-8609 千葉労働局職業安定部職業対策課事業所給付係 TEL 043-221-4393

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に向けた 千葉県の施策・支援策一覧(5月12日時点)

## 千葉県中小企業再建支援金について

### ■ 千葉県中小企業再建支援補助金

千葉県では、新型コロナウイルス感染症により深刻な影響を受けている中小企業、小規模事業者に対し円滑な事業の再建につなげるための現金を最大で40万円支給します。

対象事業者	中小企業者(中小企業基本法による定義)であり、売上高が前年同月と比較し50%以上減少している事。新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき休業等の要請を行った施設を有する者は要請に応じている事。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

支給額	最大40万円 ※詳細は下記特設サイトをご覧ください。
-----	-------------------------------

問合せ先	千葉県中小企業再建支援金相談センター TEL 0570-04-4894
------	----------------------------------------

特設サイト(申請等)	URL⇒ <a href="https://www.chiba-shienkin.com/">https://www.chiba-shienkin.com/</a>
------------	------------------------------------------------------------------------------------



## セーフティネット保証について

### ■ セーフティネット保証4号

経営の安定に支障が生じている一定の地域の中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠で保証の対象とする資金繰り支援制度。

対象事業者	全都道府県
-------	-------

保証率	100%
-----	------

条件	売上高が前年同月比 ▲20%以上減少等の場合
----	---------------------------

問合せ先	保証協会、最寄りの金融機関
------	---------------

### ■ セーフティネット保証5号

経営の安定に支障が生じている一定の地域の中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠で保証の対象とする資金繰り支援制度。

対象事業者	経済産業省HPをご確認ください。
-------	------------------

保証率	80%
-----	-----

条件	売上高が前年同月比 ▲5%以上減少等の場合
----	--------------------------

問合せ先	保証協会、最寄りの金融機関
------	---------------

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者に向けた 茂原市の施策・支援策一覧(5月12日時点)

### 中小企業等への支援策について

#### ■ 茂原市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について(茂原市)

⇒<http://www.city.mobara.chiba.jp/0000005904.html>



支給額 | 1店舗あたり10万円(最大30万円)※市内で複数店舗を運営している場合、最大3店舗まで支給

休業等要請期間 | 令和2年4月14日(火)～5月6日(水)※協力金の支給内容として確認するのは4月22日(水)～5月6日(水)

対象要件 | ①千葉県による使用制限等の要請にご協力いただいた茂原市内中小企業、個人事業主  
②新型コロナウイルス感染症拡大防止に協力し、19時以降酒類の提供を控える、休業や営業時間の短縮など感染防止対策を実施した茂原市内飲食店等の中小企業及び個人事業主

### 「#食べよう茂原」応援プロジェクト

#### ■ 新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている市内飲食店を応援するため、テイクアウトや出前を実施しているお店を紹介し、自宅や職場でお店の味を楽しんでいただく、SNSを活用した応援プロジェクトの実施について

URL(茂原市)⇒<https://www.city.mobara.chiba.jp/0000005846.html>



#### 《ステップ1》SNSにテイクアウト・出前メニューの写真をアップ!

InstagramやTwitterなどのSNSに、「#食べよう茂原」のハッシュタグをつけて写真をアップ!

#### 《ステップ2》お店の情報を茂原市ホームページへ掲載!

テイクアウト・出前を実施しているお店の情報を茂原市ホームページに掲載!

登録方法は2つ!

1.【申込フォームから登録】⇒<https://form.run/@tabeyou-mobara>

2.【FAXで登録】

⇒<https://www.city.mobara.chiba.jp/cmsfiles/contents/0000005/5846/flyer.pdf>

①



②



## 令和元年台風15号・19号および10月25日の大雨で被災された中小企業者の方へ

### 《茂原市被災中小企業者再建事業補助金》

市内の被災中小企業者が、千葉県中小企業復旧支援補助金で支援を受けた場合、茂原市独自に上乗せ補助を行います。  
※県への申請とは別に市への申請が必要となります。

◆対象者 千葉県中小企業復旧支援補助金の交付決定を受けた方

◆補助額 県の補助対象経費のうち、県補助分を除いた自己負担額の1/2以内(上限額50万円)

◆申請期限 令和3年2月26日(金)

お問合せ 茂原市商工観光課(6階) 電話 20-1528 FAX 20-1604 メール [shinkou@city.mobara.chiba.jp](mailto:shinkou@city.mobara.chiba.jp)

## 販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 令和2年度補正予算事業

# 小規模事業者持続化補助金〈コロナ特別対応型〉

経営計画に基づいて実施する販路開拓等(生産性向上)の取り組みに対し100万円を上限に補助金(補助率:2/3)が出ます。

複数の事業者が共同して申請することもできます。複数の事業者が連携する場合には、上限は200万円~1,000万円です。※連携小規模事業者数によります。

計画の作成や販路開拓の実施の際、**商工会議所の指導・助言**を受けられます。

### 申請までの流れ

相談、申請時必要資料の用意〈締切1カ月前~2週間前〉

あらかじめ申請書類の作成完了〈締切2週間前〉

中小企業診断士による指導〈締切2週間前~締切まで〉

各締切に間に合うよう申請書類の提出〈~締切日〉

※上記日程で作成から提出を実施しますので、下記各締切日より日数を逆算し、ご来所ください。

なお、今回の公募にあたっては、下記の(1)~(4)に掲げる要件をいずれも満たす事業が補助対象となります。

- (1) 補助対象経費の6分の1以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること。
  - サプライチェーンの毀損への対応
  - 非対面型ビジネスモデルへの転換
  - テレワーク環境の整備
- (2) 策定した「経営計画」に基づいて実施する地道な販路拡大等(生産性向上)のための取り組みであること。
- (3) 商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること。
- (4) 以下に該当する事業を行うものではないこと。
  - 同一内容の事業について、国が助成する他の制度と重複する事業
  - 本事業の完了後、概ね1年以内に売上につながるが見込まれない事業
  - 事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれのあるもの、公的な支援を行う事が適当でないと認められるもの。

## 《受付締切》

受付開始 5月1日(金)~

第1回 5月15日(金) ※郵送: 必着

第2回 6月5日(金) ※郵送: 必着

〈お問合せ先〉

茂原商工会議所 中小企業相談所 指導課 TEL.22-3361



募集要項はこちら

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 TEL.03-6447-2389  
[9:30~12:00・13:00~17:30(土日祝日、年末年始除く)]  
URL:<https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>